

令和5年6月15日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 3 6 回 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

- 1 開催日時 令和 5 年 6 月 1 5 日 (木) 午前 9 時
- 2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室
- 3 出席委員

1 番	中元	茂雄	君	2 番	岡本	幸子	君
3 番	鈴木	喜義	君	4 番	勝本	澄人	君
5 番	大崎	正男	君	6 番	原田	淳一	君
7 番	下土井	進	君	8 番	槇本	正男	君
9 番	寺西	久美子	君	1 0 番	岩政	幸人	君
1 1 番	吉弘	功	君	1 3 番	宮本	三雄	君
- 4 欠席委員 1 2 番 齋藤 貴之 君
- 5 説明のため出席した者

事 務 局 長	後	昌之	君
事務局次長	中原	賢	君
- 6 記事ならびに議事録調整者
職 員 伊藤 義人 君

会議に付議した事項

議案第 1 7 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 1 7 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 1 7 3 号	農業振興地域整備計画の変更について
議案第 1 7 4 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 1 7 5 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 1 7 6 号	農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

第36回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より第36回農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は、13名中の12名で、定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において
中元委員、岡本委員を指名いたします。
よろしくをお願いします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ござ
いませんでしょうか。
（異議なしの声あり）
異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第171号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君 議案第171号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て、申請人 外1名（田3, 817㎡ 畑2, 878㎡）から別紙調書
のとおり農地所有権等取得のため、農地法第3条第1項の規定による
申請があったので許可の可否について農業委員会の意見を求めます。
令和5年6月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
（3条-1） 整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番 地目 田 面積544㎡ 外6筆 合計 田
3, 817㎡ 畑1, 282㎡です。
利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、申請地を相続しましたが、耕作管理が困難なため、申請地近
くの住宅と一緒に譲り渡すものです。
受人は、申請地と申請地近くの住宅と一緒に譲り受け、耕作管理が
便利のため譲り受けるものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から北に約3.3kmの距
離にある、●●付近の農地及び自宅から南西に約700m離れた山間

部の農地です。集落は●●になります。受人は、現在休耕となっていますが、取得後は農地として耕作することを6月7日に電話で確認いたしました。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積870㎡ 外1筆 合計畑1,596㎡です。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、申請地を相続しましたが、転居に伴い申請地と隣地の住宅とを一緒に譲り渡すものです。

受人は、申請地隣接の住宅と一緒に譲り受け、申請地の耕作管理が便利のため、譲り受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、山頂に近い見晴らしの良い場所で、●●から南西に約1.3kmの距離にある、●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いします。

整理番号1番につきましては、岩政委員、お願いします。

7番 岩政君

今、事務局の方から状況の説明がございましたとおりで、関係者のほうで現地並びに関係書類等につきまして審査いたしました結果、特別な問題はございませんので、皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号2番につきまして、大崎委員。

5 番 大崎君 それでは、整理番号 2 番について説明いたします。6 月 5 日に事務局の方と一緒に現地を見に行きました。住宅も一緒に購入することで今後管理が簡単であるというふうに考えています。以上です。

議長 宮本君 整理番号 2 番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。
 (質疑なしの声あり)
 質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、整理番号 1 番及び 2 番の議案第 1 7 1 号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
 (全員異議なく挙手)
 全員挙手と認めます。
 よって、議案第 1 7 1 号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして議案第 1 7 2 号を上程します。
 事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君 議案第 1 7 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、申請人 外 2 件 (田 1, 4 8 0 m² 畑 1 1 0 m²) から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第 5 条第 1 項の規定による申請があったので許可の可否について農業委員会の意見を求めます。
 令和 5 年 6 月 1 5 日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
 調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
 (5 条-1)
 整理番号 1 番でございます。
 申請地は、●●●番● 地目 田 面積 8 0 4 m²です。
 権利の種類は、所有権の移転です。
 受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、パネル設置面積 4 3 3. 9 8 m²、発電出力 9 3. 2 4 k w の太陽光発電設備を建設するものです。
 渡人は、7 0 代の高齢で耕作管理が困難なため、以前より譲渡を希望されていたものです。
 申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ約 1. 9 k m の距離にある、●●付近に位置する農地です。
 本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票

のとおり、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果、適当と考えます。

次長 中原君
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積676㎡です。

権利の種類は、賃借権の設定です。

借人は、●●で土木建築業を営む法人で、申請地の近くのほ場整備工事を請け負い、その施行に伴い工事現場近くに仮現場事務所及び資材置場を建設するものです。

貸人は、借人の要望に応じて令和6年3月29日までの一時転用として貸し出すもので、事業終了後は直ちに原状回復するように、借人より原状回復誓約書が提出されています。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南東に約1kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙現地調査票のとおり、農地区分は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地地域内農地と判断されますが、施行令第11条第1項第1号の一時的な転用であって、当該利用目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められること、また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められることに該当し、許可の対象となるものです。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果、適当と考えます。

次長 中原君
(5条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積110㎡です。

権利の種類は、所有権の移転です。

受人は、申請地が自宅に隣接しており、管理が便利のため譲り受けるものです。なお、申請地は傾斜があり、耕作管理には不向きなため景観維持として桜を植樹して転用するものです。

渡人は、70代の高齢で耕作管理が困難なため、受人に譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北に約1.2kmの距離にある、●●付近に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1 立地基準」「2 一般基準」について審査した結果、適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いします。

整理番号1 番につきましては、岩政委員、お願いします。

10 番 岩政君

6月6日に関係委員4名で農業委員会の事務局の皆様方と現地の確認をいたしました。また、審査基準につきましても審査しました結果、農業委員会のほうで説明がありましたとおりで、何ら特別な問題はございませんでしたので、皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 宮本君

整理番号1 番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号2 番について、下土井委員、お願いします。

7 番 下土井君

この案件は、この3月まで他の業者が同じように資材置場なり仮設事務所として使用しておられた場所でございます。現在は更地になっておりますが、それをまた新しい業者が資材置場なり事務所として使用したいという案件でございますので、特に問題ないというふうに判断しております。

議長 宮本君

整理番号2 番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号3 番について、大崎委員、お願いします。

5 番 大崎君

ただ今、事務局の方から説明がありましたように、自宅のすぐ近くということと、畑地となっておりますけれども、法面の部分というような形でした。それで植樹をするということで、そういう法面の崩れを防ぐということで、別に問題ないかなというふうに思っております。

議長 宮本君

整理番号3 番について、他に質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、整理番号 1 番から 3 番の全ての議案第 1 7 2 号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 1 7 2 号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

次に、議案第 1 7 3 号を上程します。

事務局の説明をお願いします。

局長 後君

議案第 1 7 3 号 農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、柳井市長より別紙のとおり農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたので農業委員会の意見を求めます。

令和 5 年 6 月 1 5 日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書については、中原次長が説明します。

次長 中原君
(用途変更 1)

農用地利用計画の変更に係る調書に基づきまして、ご説明いたします。

番号 1 番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積 2 6 3 m²です。

変更後の用途は、農業用施設用地です。

変更理由及び使途は、農機具の格納場所などの農業用施設を整備するもので、申請地以外に適地はなく、周辺農地に及ぼす影響はないと思われま

次長 中原君
(用途変更 2)

続きまして、番号 2 番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積 1, 0 1 3 m²外 4 筆 合計 田 3, 4 7 2 m²です。

変更後の用途は、農業用施設用地です。

変更理由及び使途は、農機具の格納場所などの農業用施設を整備するもので、申請地以外に適地はなく、周辺農地に及ぼす影響はないと思われま

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いします。

番号1番につきましては、榎本委員。

8番 榎本君 座ったままでやらせてもらいます。この前、見に行ったんですけど、ハウスが建っているんです。そこをセメントで舗装するという話をされてました。特に家の前にすぐあるところで問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 宮本君 1番について、他に質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君 次に、番号2番については、下土井委員、お願いします。

7番 下土井君 現地確認は、私の方で行きましたので報告させていただきます。
現況、●●さんがライスセンター、もみすり施設を建ておられる隣の周辺の農地でございまして、そこに新たに倉庫などを建てていきたい計画のようでございますので、ちょうどほ場整備も今始まっております、そのエリアからもちょうど外して対処している状況でございますので、特段の問題はないというふうに判断をしております。

議長 宮本君 面積が結構あるが、それは問題ないのかね。1,000㎡以上というのはなかったかな。

局長 後君 このたびは農業振興地域の計画変更ですので、次の段階で今度は転用の申請であったりとか、もしくは開発行為の申請であったりとかされます。

7番 下土井君 1,000㎡を超えると開発行為が必要。事務局長が言うようにまだ利用計画の変更だけですので、今度、農業委員会となるとこのままではない。

議長 宮本君 2番について、他に質疑はないでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、番号1番及び2番の議案第173号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 173 号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第 174 号につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事参与が制限されますので、岩政委員と下土井委員は議事に参与しないこととします。
事務局の説明をお願いします。

局長 後君 議案第 174 号 農用地利用集積計画の決定について
別紙調書のとおり農用地利用権等を設定するため、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めます。
令和 5 年 6 月 15 日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君 それでは、農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。計画は 3 件、3 筆、合計 4,783 m²、全て新規の利用権設定となっております。
計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定により計画を定めるもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の全部効率利用要件などの要件に該当するものと考えます。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いします。
他に質疑はございませんでしょうか。

議長 宮本君 ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、議案第 174 号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第 174 号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第 175 号を上程します。
事務局の説明をお願いします。

- 局長 後君 議案第 1 7 5 号 農用地利用集積計画の決定について
別紙調書のとおり農用地利用権等を設定するため、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めます。
令和 5 年 6 月 1 5 日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。
- 次長 中原君 それでは、農地利用集積計画一覧表をご覧ください。計画は 1 件で、2 筆、2, 5 4 3 m²を農地中間管理事業により売買するものです。
農地中間管理機構である公益財団法人やまぐち農林振興公社を経由する形で、農地の出し手から公社が一時的に買い入れ、登記終了後には公社から受け手に売り渡されます。
以上の計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条第 1 項の規定により、なお従前の例により行われるものです。
以上で、事務局からの説明を終わります。
- 議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いします。
何か質疑はございますでしょうか。
（質疑なしの声あり）
質疑なしと認めます。
- 議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、議案第 1 7 5 号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いします。
（全員異議なく挙手）
全員挙手と認めます。
よって、議案第 1 7 5 号は、可決・承認と決します。
- 議長 宮本君 続きまして、議案第 1 7 6 号を上程します。
事務局の説明をお願いします。
- 局長 後君 議案第 1 7 6 号 農地移動適正化あっせん基準の一部改正について
別紙のとおり農地移動適正化あっせん基準の一部を改正することについて、農業委員会の意見を求めます。
令和 5 年 6 月 1 5 日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。
- 次長 中原君 次のページから、改正理由及び改正内容、新旧対象表の資料を添付

しております。

まず、このあっせん基準とは、柳井市農業委員会が農業委員会等に関する法律第6条第2項に基づき、農業振興地域内等の農用地等について、権利移動のあっせん事業を実施する場合の基準を定めたもので、前回は令和2年6月22日に改正しております。

今回の改正は、国の農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部が令和5年3月30日に改正されたことに伴い改正するものです。

主な改正内容は、今後策定される人・農地プランが法定化された地域計画に基づいて、農用地の利用権が設定されるというものです。

新旧対照表をご覧くださいと、削除された部分と追加された部分が比較できて分かりやすいと思います。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

ご審議をお願いします。

何か質疑はございますでしょうか。

議長 宮本君

なかなか文章が長いので一気には読めないので、後ほど読んでおいていただいて、こういうふうに変わりましたということで、よろしくお願いしたいと思います。

議長 宮本君

それでは、議案第176号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第176号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前9時36分)